

(参考資料) 移行後の資産区分の変更についての考え方

元々の会計区分→ 変更先の会計区分 ↓	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計
公益目的事業会計		C	E
収益事業等会計	A		F
法人会計	B	D	

◇法人会計・収益事業等会計から公益目的事業へ区分変更(C,E)

原則的に自由、もちろん機関決定等内部手続きが必要。

◇法人会計と収益事業等会計相互間の区分変更(D,F)

原則的に自由、もちろん機関決定等内部手続きが必要。

◇公益目的事業会計から法人会計または収益事業等会計へ区分変更(A,B)

原則的には不可と考えられているが、合理的に説明できるやむを得ない事情がある場合で、内部規程に基づき手続きされていれば、認められることもあるのではないかと、たとえば貸事務所で公益法人が退去、営利法人にやむを得ず賃貸した場合などどう考えるか、今後の実例に待ちたい。

(計算上の公益目的取得財産残高には影響しないが、B/S上の乖離を是正するよう求められることはあり得るか)